

## 令和5年度第10回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月21日(木)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

### 3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	9番	鈴木	透
3番	西山	美佐江	10番	井上	昌之
4番	小林	茂	11番	中村	隆一
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

### 4 欠席委員

8番 内山 昌代

### 5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

### 7 議事録署名人

1番 野谷 和雄      4番 小林 茂

### 8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

### 9 議案

- 第13号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第14号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

## 会議の状況

### 【議長】

おはようございます。年末のお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。全国農業新聞で皆さん読まれたと思いますが、先日、私と野谷副会長と事務局職員の3人で、全国農業会議所開催の全国農業委員会会長代表者集会に出席しましたことをご報告します。内容につきましては、全国農業新聞をご確認いただければと思います。

それでは本日は、報告事項が2件と協議事項の議案が2件ありますので、早速、令和5年度第10回の総会を開催したいと思います。本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第10回総会の議事録署名委員につきましては、1番野谷副会長、4番小林委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合には、農業委員会に届け出ることで許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での第4条及び第5条の転用をいずれも受理しております。

はじめに第4条の転用について、土地の場所は関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは県道秦野二宮線に架かる中里歩道橋の西側付近に位置しております。店舗併用住宅として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、12月5日付で発行しております。

#### — 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

先ほどご説明しました市街化区域内の農地の転用のうち、今度は農地の権利移動を伴う転用である第5条による転用を3件受理しております。

まずNo. 1について、土地の場所は関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらは二宮町役場の北側付近に位置しております。貸駐車場敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、11月20日付で発行しております。

続いてNo. 2について、土地の場所は関係資料位置図の地図3をご覧ください。

こちらは国道1号線に架かる川勾歩道橋の南側付近に位置しておりまして、駐車場敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、11月21日付で発行しております。最後にNo. 3について、土地の場所は関係資料位置図の地図4をご覧ください。

こちらは二宮町生涯学習センターラディアンの北側付近に位置しておりまして、宅地造成を目的とした転用手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、11月22日付で発行しております。報告事項については以上でございます。

#### 【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様の了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第13号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

#### 【事務局】

— 議案第13号朗読 —

#### 【議長】

ありがとうございました。続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。山西地区の報告について、野谷茂委員、よろしくをお願いします。

#### 【委員】

12月7日に山西・川勾地区農業委員および事務局で、申請人の立ち会いのもと申請地を確認いたしました。

場所は、山西の松ヶ久保に位置する市街化区域の農地ひと筆で、面積は842㎡の内、421㎡です。

申請地においては、農地として適正に管理されてきました。

申請者から聞き取りをした結果、今後も農地として利用していくと認められますので、適格者として証明することは問題ないと思われれます。

以上です。

#### 【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは議案第13号関係資料をご覧ください。

1ページに適格者証明願、2ページに農地等の明細書、3ページに位置図を添付して

おります。

相続税の納税猶予の要件ですが、被相続人の要件は、相続税の納税猶予を受ける農地において死亡の日まで農業を営んでいた人であること。

相続人の要件は、相続税の申告期限である被相続人の死亡後10か月以内までに農業経営を開始し、その後も引き続き20年以上もしくは相続人の死亡の日まで農業経営を行うと認められる人です。

相続人は被相続人の子で、今後、引き続き農業を継続していくということで、税務署への申告期限は令和6年2月20日の予定となっております。

特例適用農地は、被相続人が所有する農地の内、山西字松ケ久保に位置する市街化区域内の農地ひと筆、面積は842㎡の内、421㎡となっております。

委員からの現地確認報告でもありましたように、現状、農地として適正に管理されていることは確認しております。

なお、特例適用後の流れですが、市街化区域内の農地では、特例を受けてから20年が経過すると相続税の免除が確定することとなり、その際には、出口調査と呼ばれる税務署からの調査があり、農業委員会では、当該農地の利用状況について確認し、税務署に報告することとなります。

また、納税猶予に係る期限が確定するまでの間、3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要があり、届出には、農業委員会が発行する、引き続き農業経営を行っている旨の証明が必要となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### 【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第13号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「許可する」といたします。

続きまして、議案第14号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

なお、本案件については 委員に係る案件ですので、農業委員会等に関する法律の第31条、議事参与の制限の規定により、 委員は議事に参与できませんので、審議前に 委員の退席を求めます。

— 委員退席 —

それでは、事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第14号朗読 —

**【議長】**

ありがとうございました。続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。  
中里地区の報告について、小林委員、よろしくをお願いします。

**【委員】**

12月18日に中里地区農業委員および事務局で、現地を確認いたしました。  
対象農地の場所は、中里2丁目に位置する農地3筆で、面積の合計は1,043.57㎡  
です。  
当該地では、例年、水稻が栽培されており、農地として適切に利用されていました。  
以上です。

**【議長】**

ありがとうございます。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは説明いたします。  
本案件は、相続税の納税猶予制度によるものです。  
相続税の納税猶予制度とは、農地を相続した相続人が当該農地を農地として利用して  
いく場合、相続税の猶予を受けられる制度です。  
市街化区域内の農地では、特例を受けてから20年が経過すると、相続税の免除が確定  
することとなりますが、その際には、出口調査と呼ばれる税務署からの調査があり、農業  
委員会では、当該農地の利用状況について確認し、税務署に報告することとなります。  
また、それとは別に平成21年以降に特例を受けた方は、納税猶予に係る期限が確定  
するまでの間、3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要があり、届出には、  
農業委員会が発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明が必要となります。  
本案件につきましては、平成21年以降に特例を受けた案件であり、引き続き農業経営  
を行っている旨の証明願が申請されたことによる議案となります。  
議案第14号関係資料をご覧ください。1ページ目に当案件の地図を添付しております。  
申請者は令和2年に中里2丁目の農地3筆を相続し、合計1,043.57㎡について  
納税猶予の特例の適用を受けております。  
対象地は、現地確認報告にもありましたように、例年、水稻が栽培され適正に管理され  
ていました。  
以上、ご審議をお願いいたします。

**【議長】**

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第14号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」ことといたします。それでは、委員の復席をお願いします。

— 委員復席 —

**【議長】**

委員に申し上げます。ただいまの議案第14号については、「原案のとおり証明する」こととされましたので報告いたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会